

平成二十二年六月十八日受領
答弁第五六二号

内閣衆質一七四第五六二号

平成二十二年六月十八日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出日本海沿岸東北自動車道に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出日本海沿岸東北自動車道に関する質問に対する答弁書

一及び三について

お尋ねの日本海沿岸東北自動車道及び西津軽能代沿岸道路の整備も含め、道路整備については、国民にとって必要なものかどうかを見極め、国民の安全を守り、活力ある地域社会を形成する上で真に必要な道路整備を進めていくこととしている。

二について

御指摘の「大きな格差が生じてくる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、地方公共団体、地元団体等から、地域の活力を引き出し、成長力を高めるための高速道路（高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第二条第二項に規定する高速道路をいう。以下同じ。）の早期整備に係る要望があることは承知している。いずれにしても、今後の高速道路の整備の進め方については、これまでの経緯や国民の幅広い意見も踏まえつつ、必要な事業をできるだけ効率的に進めることができるよう検討を行ってまいりたい。

四について

お尋ねの「基本計画から遅れている整備の状況」の意味するところが必ずしも明らかではないが、これまでに基本計画（国土開発幹線自動車道建設法（昭和三十二年法律第六十八号）第五条第一項に規定する基本計画をいう。）を策定している高速道路の区間の延長は、合計で一万六千二百三十三キロメートルであり、このうち、整備計画（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第五条第一項に規定する整備計画をいう。）を策定している区間の延長は、合計で九千四百二十八キロメートルとなっている。今後の高速道路の整備の進め方については、これまでの経緯や国民の幅広い意見も踏まえつつ、必要な事業をできるだけ効率的に進めることができるよう検討を行ってまいりたい。